

奈良市公告第101号

令和7年奈良市公告第92号（一般競争入札の実施）の一部を次のように改正するので公告します。

令和7年5月28日

奈良市長 仲川 元庸

令和7年奈良市公告第92号（一般競争入札の実施）の一部を改正する公告

令和7年奈良市公告第92号（一般競争入札の実施）の一部を次のように改正する。

第2項を次のように改める。

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和7年度において公告日までに本市が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、公告日において、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 当該仕様書に定める業務を確実に遂行する能力を有し、適正な執行体制が整備されていること。
- (2) 過去5年間に、国内において地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）と本件入札に係る業務と種類及び規模を同じくする業務の契約を2回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績を有していること。
- (3) 個人情報の適正な取り扱いについて、プライバシーマークもしくはISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）を取得していること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。